

令和5年度宮城県公立高等学校入学者選抜要項

この要項では、全日制課程及び定時制課程における第一次募集及び第二次募集並びに連携型中高一貫教育を実施する高等学校における連携型中高一貫教育に関する選抜（以下「連携型選抜」という。）、全国募集選抜、定時制課程における社会人特別選抜及び通信制課程における選抜について定める。

なお、東日本大震災の被災に伴う区域外就学者の受験に係る措置については、別に定める。（74頁参照）

おって、新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う留意事項は、必要に応じて別に定める。

I 募集及び出願

1 募集定員

- (1) 県立高等学校の募集定員は、県教育委員会が別に公示する。
- (2) 市立高等学校の募集定員は、当該高等学校を設置する市の教育委員会が別に公示する。

2 出願資格

県内の公立高等学校の入学者選抜に出願できる者は、次の(1)～(4)のいずれかに該当する者で、原則として出願時点で高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校、特別支援学校高等部及び高等学園のいずれにも在学していない者とする。また、併設型中高一貫教育を実施する中学校（以下「併設型中学校」という。）から併設型中高一貫教育を実施する当該高等学校（以下「当該併設型高等学校」という。）への入学予定者及び中等教育学校の前期課程から後期課程への進級予定者を除く。

- (1) 中学校又はこれに準ずる学校を卒業又は令和5年3月卒業見込みの者
- (2) 義務教育学校を卒業又は令和5年3月卒業見込みの者
- (3) 中等教育学校の前期課程を修了又は令和5年3月修了見込みの者
- (4) 学校教育法施行規則第95条の規定により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

なお、中学校、これに準ずる学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程を、以下「中学校」という。

3 出願制限

- (1) 県内の公立高等学校の入学者選抜において出願できる高等学校は、県立高等学校の通学区域に関する規則（昭和31年宮城県教育委員会規則第17号。以下「県通学区域規則」という。）、仙台市立高等学校の通学区域に関する規則（平成12年仙台市教育委員会規則第4号。以下「仙台

市通学区域規則」という。)及び石巻市立高等学校の通学区域に関する規則(平成17年石巻市教育委員会規則第15号。以下「石巻市通学区域規則」という。)に定める区域内の高等学校に限る。

ただし、県境隣接地域県立高等学校入学志願取扱協定(以下「県境隣接協定」という。)に定める区域内に居住する者は、その定めによる。

(2) 全国募集選抜において出願できる高等学校は、宮城県中新田高等学校及び宮城県南三陸高等学校に限る。出願できる者は別に定める出願資格を満たす者とする。

(3) 出願できる課程及び学科・コース・部は、一つに限る。

イ 農業、工業、商業又は水産に関する学科等においては、類似学科の一括募集を実施することができるものとし、この場合には、一括された二つ以上の学科を一つの学科として扱う。

一括募集を実施する高等学校にあっては、その旨を所属教育委員会教育長に申請し、承認を受ける。

ロ 次の多部制をとる高等学校においては、それぞれ次表のように取扱う。

高等学校	取 扱 い
貞山高等学校	昼間部、夜間部をそれぞれ一つの学科として扱う。
東松島高等学校	昼間部(午前部)、昼間部(午後部)、夜間部をそれぞれ一つの学科として扱う。以下、昼間部(午前部)、昼間部(午後部)、夜間部はそれぞれ「Ⅰ部」、「Ⅱ部」、「Ⅲ部」という。
田尻さくら高等学校	午前部、午後夕間部をそれぞれ一つの学科として扱う。以下、午前部、午後夕間部はそれぞれ「Ⅰ部」、「Ⅱ部」という。
仙台大志高等学校	Ⅰ部(午前午後)、Ⅱ部(午後夜間)をそれぞれ一つの学科として扱う。